

市原市中小企業資金融資申込書添付書類

資金名及び 資金用途 提出書類	事業資金		経営安定 化資金		設備 近代 化資金	小規模 事業資金		創業資金		金融 支 援 資金
	運 転	設 備	運 転	設 備		運 転	設 備	運 転	設 備	
市原市中小企業資金融資申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
信用保証委託申込書一式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法人の登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
残高試算表（決算後6ヶ月経過した場合）	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
決算書（法人）又は確定申告書（個人）（3期分）	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
許認可証・資格証・特許権等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票（個人事業者のみ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑証明書（申請者及び連帯保証人）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
固定資産評価額証明書（申請者及び連帯保証人）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
納税完納証明書（申請者及び連帯保証人）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
担保物件明細書（有担保の場合）	○	○	○	○	○			○	○	○
公図・案内図・登記事項証明書（有担保の場合）	○	○	○	○	○			○	○	○
受注明細書（建設業等受注業種の場合）	○	○	○	○	○	○	○			○
見積書・契約書等		○		○	○		○		○	
誓約書（車輛購入時の場合）		○		○	○		○		○	
所有者の承諾書（賃貸物件の増改築の場合）		○		○	○		○		○	
建築確認済書（写）（新築及び10㎡以上の増築）		○		○	○		○		○	
宣誓書（飲食業）スナック・喫茶店等の場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宣誓書（建設業）軽微な建設工事業者の場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宣誓書（事業を営んでいない・いなかった）								△	△	
申込必要添付書類確認書								△	△	
創業計画書								△	△	
自己資金確認書（開業前の申請者のみ）								△	△	
中小企業信用保険法第2条第5項に基づく認定書 （セーフティネット保証対応資金のみ）			○	○						○
借換え申請書兼確認書										△

※ 上記書類は法人・個人によって提出書類が異なります。 △…必要に応じて提出のこと
 ※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。
 （例）所在地が都市計画法上の市街化調整区域の場合、建築確認済書の写しもしくはそれに準ずるものを提出すること。
 ※ 運転資金、設備資金を同時に申請する際は、申請書及び信用保証委託申込書を2通作成してください。

金融支援資金による借換えについて

現在ご利用中の市原市の制度融資資金を、金融支援資金への借換えによって、月々の返済額の軽減を図ることができます。また、借換え時に新たな資金を上乗せすることができます。
 次の場合には借換の対象になりません。・中小企業信用保険法第2条第5項に基づく認定が受けられない者。・据置き期間中の者。・更生・再生・破産等の申し立てをしている者。・既往借入金について契約通りの返済をしていない者。（条件変更を行った者）・既に借換えを行った資金の新たな借換え。・責任共有有りの制度からの借換え。

市原市中小企業資金融資制度 （平成30年度ご案内）

利用資格

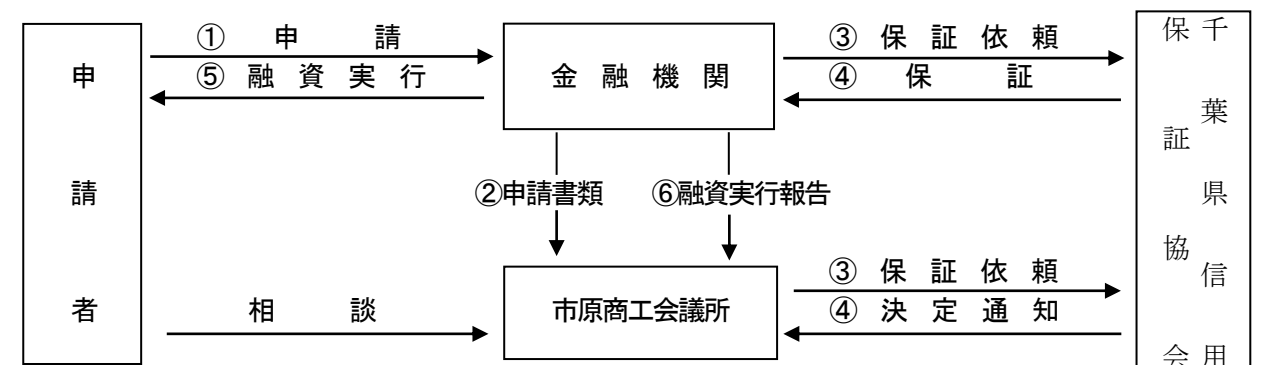
1. 市内で事業を営み、市税を滞納していない中小企業者
 2. 千葉県信用保証協会の信用保証を受けられる中小企業者
- ※ 資金によっては、別に資格要件を定めています。
 ※ 中小企業者とは、会社・個人・組合等を指します。

融資を利用できる中小企業者

下記の資本金、または常時使用する従業員数のいずれかに該当していること

業 種	要件 資本金(または出資金)	常時使用する従業員数
小売業・サービス業	5,000万円以下	小売業50人以下 サービス業100人以下
卸売業	10,000万円以下	100人以下
その他の業種	30,000万円以下	300人以下

申請から融資まで



《問い合わせ先》

- 市原商工会議所
0436-22-4305
- 市原市経済部商工業振興課
0436-23-9870（直通）

中 小 企 業 資 金 融 資 一 覧 表

平成30年4月1日現在

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間（据置期間）	融資利率	利子補給率	連帯保証人及び担保	取扱金融機関
事業資金	・市内で事業を営み、市税を滞納していない者 ・事業上の運転資金又は設備資金を必要としている者 ※上記要件は、創業資金を除く他の資金に共通します。	設備	5,000万円	10年以内(12ヶ月)	1年以内 1.8% 3年以内 2.1% 5年以内 2.2% 7年以内 2.4% 10年以内 2.6%	1.3% 本表欄外注④ 参照	〔連帯保証人〕 個人 原則不要 法人 原則代表者 〔担保〕 必要に応じ	〔千葉銀行〕 五井 八幡 姉崎 牛久 中央(千葉市) 〔千葉興業銀行〕 五井 国分寺台 辰巳台 〔京葉銀行〕 五井 八幡 姉崎 国分寺台 有秋台 ちはら台 蘇我(千葉市) 〔千葉信用金庫〕 五井 八幡 姉崎 牛久 国分寺台 青柳 菅田(千葉市) 〔館山信用金庫〕 若宮 〔みずほ銀行〕 五井 〔君津信用組合〕 五井 八幡 袖ヶ浦(袖ヶ浦市)
		運転	3,000万円	5年以内(6ヶ月)				
小規模事業資金 (小口零細企業 保証対応資金)	・小規模企業者（従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の者）であること	設備	2,000万円	10年以内(12ヶ月)	1年以内 1.8% 3年以内 1.9% 5年以内 2.0% 7年以内 2.2% 10年以内 2.4%	1.5% 本表欄外注④ 参照	〔連帯保証人〕 個人 原則不要 法人 原則代表者 〔担保〕 不要	
		運転		5年以内(6ヶ月)				
設備近代化資金	・次のいずれかに該当する者 a 市が指定する業種（本表欄外注①参照）を営み、商業地域又は近隣商業地域において設備の設置を行おうとする者 b 製造業（日本標準産業分類に定める分類による。）を営み、工業専用地域、工業地域又は準工業地域において設備の設置を行おうとする者	設備	8,000万円	10年以内(12ヶ月)	1年以内 1.8% 3年以内 2.1% 5年以内 2.2% 7年以内 2.4% 10年以内 2.6%			
経営安定化資金	・次のいずれかに該当する者 a セーフティネット保証対応資金 中小企業信用保険法第2条第5項各号に基づく市の認定を受けた者 b 大型店進出対策資金 大型店の進出に対応して経営の合理化、近代化等を講ずる資金を必要としている者、又は大型店へ入店するための資金を必要としている者 ※別に定める要件があります。詳しくはお問い合わせください。 c アスベスト対策資金 アスベストを使用している建物の解体等におけるアスベスト除去作業等に係る資金を必要としている者 ※別に定める要件があります。詳しくはお問い合わせください。	設備	1,250万円	10年以内(12ヶ月)	1年以内 1.8% 3年以内 1.9% 5年以内 2.0% 7年以内 2.2% 10年以内 2.4%	1.7%	〔連帯保証人〕 個人 原則不要 法人 原則代表者 〔担保〕 必要に応じ	
		運転		5年以内(6ヶ月)				
創業資金	・市税を滞納していない者で次のaかbのいずれかに該当する者 a 中小企業等経営強化法第2条第3項に規定する創業者又は第4項に規定する新規中小企業者（同項第1号又は第2号に該当する者に限る）のいずれかに該当するものであること。 b 産業競争力強化法第2条第23項各号のいずれかに該当するものであること。 (本表欄外注③参照)	設備	3,500万円 (本表欄外注②参照)	7年以内(12ヶ月)	1年以内 1.8% 3年以内 1.9% 5年以内 2.0% 7年以内 2.2%	1.8%	〔連帯保証人〕 個人 原則不要 法人 原則代表者 〔担保〕 不要	
		運転		5年以内(6ヶ月)		1.9%		
金融支援資金 (借換え対応制度)	・中小企業信用保険法第2条第5項各号に基づく市の認定を受けた者。 (リーフレット裏面下部に該当する場合、借換換えの対象になりません。)	運転	3,000万円	10年以内(6ヶ月)	1年以内 1.8% 3年以内 1.9% 5年以内 2.0% 7年以内 2.1% 10年以内 2.3%	なし	〔連帯保証人〕 個人 原則不要 法人 原則代表者 〔担保〕 必要に応じ	※上記支店のほか、市原市に隣接する市町内の支店での取り扱いが可能な場合があります

※ 返済は、固定金利で元金均等月賦返済となります。

※ 千葉県信用保証協会の保証付き融資となりますので、別途保証料が必要となります。

※ 設備資金の資金使途において、乗用車の購入は禁止となっています（タクシー業やトラック等の特殊車両は融資可能。但し、車両本体価格のみ対象とする）。

注① 上記設備近代化資金のaの業種は、情報通信業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（日本標準産業分類に定める分類による）の中で千葉県信用保証協会の信用保証を受けられるものが対象です。

注② 創業資金を申請される場合、2件に分けて申請していただく場合があります。

注③ 市原市の創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業を修了し、市から交付された証明書の写しを添付した場合、創業の6か月前から創業資金を利用できます。

注④ いちはらスマイルカンパニー（市原市障がい者雇用推進事業所）の確認書を添付した場合、事業資金及び小規模事業資金（小口零細企業保証対応資金）の利子補給率を0.1%上乘せします。